

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | 漁業を営む者の資格 |
|-------------|----------|---------------|----------|---------|--------------------|---------------|
| うみたけ簡易潜水器漁業 | 別記1の操業区域 | 6月1日から6月30日まで | 制限なし | 制限なし | 10隻 | 別記2の漁業を営む者の資格 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

| | |
|-------------|----------------------|
| うみたけ簡易潜水器漁業 | 和5年5月8日から令和5年5月19日まで |
|-------------|----------------------|

別記1 操業区域

1 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 29号鋼管と207号鋼管を結んだ線と、30号鋼管と31号鋼管を結んだ線の延長線の交点

イ 29号鋼管

ウ 132号鋼管

エ 28号鋼管

オ 133号鋼管

カ 27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線と、28号鋼管と133号鋼管を結んだ線の延長線の交点

キ 27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線で、27号鋼管から西へ1250メートルの点

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 33号鋼管と34号鋼管を結んだ線と、29号鋼管と207号鋼管を結んだ線の交点

イ 34号鋼管

ウ 265号鋼管

エ 266号鋼管

オ 272号鋼管

カ 35号鋼管

キ 223号鋼管と35号鋼管を結んだ線の延長線と、27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線の交点

ク 27号鋼管と12号鋼管を結んだ線の延長線で、27号鋼管から西へ1450メートルの点

ケ 30号鋼管と34号鋼管を結んだ線と、29号鋼管と207号鋼管を結んだ線の交点

- 3 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域
- ア 351号鋼管
 - イ 374号鋼管
 - ウ 375号鋼管
 - エ 376号鋼管
 - オ 445号鋼管
 - カ 57号鋼管
 - キ 431号鋼管
 - ク 304号鋼管と303号鋼管を結んだ線の延長線で、304号鋼管から南へ500メートルの点
 - ケ 304号鋼管
 - コ 304号鋼管と303号鋼管を結んだ線で、304号鋼管から北へ300メートルの点
 - サ 319号鋼管
 - シ 322号鋼管と323号鋼管を結んだ線で、322号鋼管から北へ100メートルの点
 - ス 323号鋼管
 - セ 49号鋼管
 - ソ 339号鋼管
 - タ 349号鋼管
 - チ 392号鋼管

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- 2 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- 3 潜水士の資格を取得している者。または、取得する見込みがある者
- 4 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 5 適切な資源管理を実践できる者
- 6 漁業の生産力の向上に努めようとする者